



山形県脱炭素社会推進条例(仮称) 骨子案

〔前文〕 〈パリ協定〉 〈豪雨災害〉 〈ゼロカーボンやまがた2050〉 〈相互に協力〉 〈持続的発展が可能な豊かで美しい山形県〉

(1) 目的

2050年脱炭素社会の実現 を目指して 県、県民、事業者等の責務 を明示し

温室効果ガス削減対策の基本的事項 を定めることにより

温暖化対策の推進を図り
現在および将来の県民の健康で文化的な生活を確保する

(2) 基本理念

2050年脱炭素社会の実現 は パリ協定 の内容を踏まえ

環境の保全と経済及び社会の発展を総合的に推進 しつつ

県、県民、事業者等の密接な連携 の下に行われなければならない

(3) 責務

県

- ・総合的・計画的な施策の策定・実施
- ・市町村施策の広域的観点からの調整・支援

県民 事業者

- ・自主的かつ積極的な取組み実施
- ・県・市町村が実施する取組みへの協力

観光・出張等で県に滞在する方

- ・県・市町村が実施する取組みへの協力

(4) 推進する県の計画と率先実施内容

- 県全域の温室効果ガス削減のための実行計画
- 実行計画の詳細行動計画
- 県が率先実行する内容

(5) 対策ごとの規定

1 排出の削減

a. 日常生活での対策

県民

- ①知識の習得、環境意識の改善
- ②日常生活でのCO2排出量の把握
- ③省エネ効果の高い機器の利用
- ④住宅の適切な冷暖房
- ⑤脱炭素に配慮した製品購入・サービス利用
- ⑥家庭ごみの削減・リサイクル

b. 事業活動での対策

事業者

- ①事業活動でのCO2排出量把握
- ②事業活動でのCO2排出量の削減
- ③省エネ効果の高い機器の利用・製造
- ④事業所の適切な冷暖房
- ⑤脱炭素に配慮した製品購入・サービス利用
- ⑥廃棄物の抑制・リサイクル
- ⑦環境マネジメントシステム導入
- ⑧脱炭素を推進する製品開発等

c. 自動車の対策

県民 事業者

- ①徒歩、公共交通機関・自転車の利用
- ②適正な整備
- ③エコドライブ・アイドリングストップ
- ④物資輸送の合理化(送り側・受け側・輸送側)
- ⑤排出量の少ない自動車利用の推進(販売・購入・賃貸)

d. 建築物の対策

県民 事業者

- ①断熱性能・気密性能の確保
 - ②高効率空調設備の導入
 - ③建築物への再エネ搭載
 - ④建築物での再エネ利用
- ZEH・ZEBの積極的検討

e. 農林水産業の対策

農林水産業を営む方

- ①省エネ効率の高い機器の利用
- ②炭素貯留機能向上に資する土壌管理
- ③地産地消(販売・流通・購入)

2 エネルギーを産み出す

f. 再エネ導入拡大

県民 事業者

- ①再エネの積極的利用
- ②再エネの地産地消推進

3 森林吸収源

g. 森林等による吸収作用の保全

県民 事業者

- ①森林の機能の理解
- ②森林の整備・保全
- ③県産材の利活用(日常、事業活動、建築物)
- ④藻場の造成・保全等

4 その他

h. 脱炭素の学び・人材育成

県民 事業者

- ①家庭・学校・職場・地域等での学習の機会への積極参加
- ②従業員等への学習機会の提供、学習機会の参加促進

i. 研究開発等

事業者 研究機関

- ①先導的技術の研究開発
- ②先導的技術の活用
- ③先駆的取組みの実施

j. 気候変動への適応

県民 事業者

- ①適応に関する知識・技能の習得
- ②適応に資する生活・事業様式の確立

上位法令を考慮(温対法)(環境基本条例)

県それぞれに取組みを規定

滞在者

それぞれの取組みに協力

(6) 推進体制

①関係機関との連携規定

②財政措置に関する規定